



発行 新潟県

第 27 号

令和元年8月6日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 289 救急病院等の指定（医務薬事課）
- 290 救急病院等の指定（医務薬事課）
- 291 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定（障害福祉課）
- 292 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定更新（障害福祉課）
- 293 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則による指定自立支援医療機関の廃止届（障害福祉課）
- 294 特定計量器定期検査の実施（計量検定所）
- 295 海岸保全区域の変更（漁港課）
- 296 保安林の指定解除予定（治山課）
- 297 営業所の所在地を確知できない建設業者の告示（監理課）
- 298 建設業法による営業の停止（監理課）
- 299 建築基準法による道路位置の指定（建築住宅課）
- 300 二級建築士又は木造建築士の免許取消し（建築住宅課）

公 告

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見（商業・地場産業振興課）

監査委員告示

- 1 包括外部監査人の監査の事務を補助する者（監査委員事務局）

告 示

◎新潟県告示第289号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条に規定する救急病院である。

令和元年8月6日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 名 称 佐渡市立両津病院
- 2 所 在 地 佐渡市浜田177番地1
- 3 有効期間 令和元年10月1日から
令和4年9月30日まで

◎新潟県告示第290号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条に規定する救急病院である。

令和元年8月6日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 名 称 佐渡市立相川病院
- 2 所 在 地 佐渡市相川広間町7番地
- 3 有効期間 令和元年10月1日から

令和 4 年 9 月 30 日まで

◎新潟県告示第291号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定した。

令和元年 8 月 6 日

新潟県知事 花 角 英 世

名 称	所 在 地	担当する医療の 種 類	指定年月日
松之山薬局 本店	十日町市松之山1600	精神通院医療	令和元年 8 月 1 日
共栄堂薬局 さど店	佐渡市千種113-14	精神通院医療	令和元年 8 月 1 日

◎新潟県告示第292号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定を次のとおり更新した。

令和元年 8 月 6 日

新潟県知事 花 角 英 世

名 称	所 在 地	担当する医療の 種 類	指定年月日
ひいらぎ調剤薬局	胎内市大川町15-11	精神通院医療	令和元年 8 月 1 日
クスリのアオキ 美沢薬局	長岡市沖田 1-16	精神通院医療	令和元年 8 月 1 日
大手薬局 長岡店	長岡市今朝白 1-7-4	精神通院医療	令和元年 8 月 1 日
たまご薬局 駅ビル店	長岡市城内町 1-611-1 駅ビル 1 F	精神通院医療	令和元年 8 月 1 日

◎新潟県告示第293号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第63条の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和元年 8 月 6 日

新潟県知事 花 角 英 世

名 称	所 在 地	担当する医療の 種 類	廃止年月日
松之山薬局	十日町市松之山1600	精神通院医療	令和元年 7 月 16 日

◎新潟県告示第294号

計量法（平成 4 年法律第51号）第19条第1項の規定により、出雲崎町の特定計量器定期検査を次のとおり実施

する。

令和元年8月6日

新潟県知事 花 角 英 世

1 検査の対象となる特定計量器

計量法施行令（平成5年政令第329号）第10条第1項第1号に規定する特定計量器

2 定期検査を行う期日、場所及び区域

検査日時		検査場所	検査区域等
9月9日（月）	午前10時から正午まで	出雲崎町役場裏車庫	出雲崎町全域
9月10日（火）	午後1時から3時30分まで	出雲崎町海岸公民館	
9月11日から令和2年3月15日まで。 ただし、土・日曜日及び祝日並びに12月30日、12月31日、令和2年1月2日、1月3日を除く。	午前9時30分から正午まで	新潟県計量検定所	上記の未受検者
	午後1時から3時30分まで	特定計量器の所在の場所	特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項に規定する特定計量器

3 実施機関

新潟県指定定期検査機関 一般社団法人新潟県計量協会

◎新潟県告示第295号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定による海岸保全区域の指定（平成8年10月1日新潟県告示第2480号）を次のとおり変更する。

なお、関係図書は、新潟県農林水産部漁港課において縦覧に供する。

令和元年8月6日

新潟県知事 花 角 英 世

海岸の名称			指定区域
沿岸名	漁港海岸名	地区海岸名	
新潟沿岸	稲鯨漁港海岸	稲鯨・米郷地区海岸	基点1、2、3、4、5、6、7、補助点7の1、7の2、7の3、7の4、7の5、7の6、基点8、9、10及び基点1を順次直線で結んだ線により囲まれた区域 基点1 佐渡市米郷733番地に設置された標柱 基点2 佐渡市米郷85番地に設置された標柱 基点3 佐渡市米郷152番地2に設置された標柱 基点4 佐渡市米郷808番地に設置された標柱 基点5 佐渡市米郷797番地1に設置された標柱 基点6 佐渡市稲鯨1704番地1に設置された標柱 基点7 佐渡市稲鯨1603番地2に設置された標柱 補助点7の1 基点7から真北211度76メートルの点 補助点7の2 基点7から真北209度76メートルの点 補助点7の3 基点7から真北210度126メートルの点 補助点7の4 基点7から真北208度126メートルの点 補助点7の5 基点7から真北209度166メートルの点 補助点7の6 基点7から真北208度166メートルの点 基点8 基点7から真北209度179メートルの点 基点9 基点3から真北217度250メートルの点 基点10 基点1から真北217度250メートルの点

◎新潟県告示第296号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

令和元年 8 月 6 日

新潟県知事 花 角 英 世

1 解除予定保安林の所在場所

新潟県村上市遅郷字向山246の2（次の図に示す部分に限る。）、岩石字岩淵232の6から232の8、236の3、236の4、238の1（次の図に示す部分に限る。）、字脇ノ沢244の1（次の図に示す部分に限る。）、字ソリ畑322の1（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を新潟県農林水産部治山課及び村上市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第297号

次に掲げる建設業者の営業所の所在地が確知できないので、建設業法（昭和24年法律第100号）第29条の2第1項の規定により公告する。

この公告の日から30日を経過しても申出のない場合は、建設業の許可を取り消すことがある。

令和元年 8 月 6 日

新潟県知事 花 角 英 世

1 商号又は名称 株式会社HOUSE

2 代表者の氏名 渡邊 敏恵

3 主たる営業所の所在地 新潟県新潟市東区大山2-11-14

4 許可番号 新潟県知事（般-30）第44374号

5 申出先 新潟県土木部監理課建設業室

所在地 新潟市中央区新光町4番地1

電 話 025-280-5386（直通）

◎新潟県告示第298号

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定により次のとおり営業の停止を命じた。

令和元年 8 月 6 日

新潟県知事 花 角 英 世

1 処分をした年月日 令和元年 7 月 29 日

2 被処分者の商号、代表者の氏名 株式会社安田組 代表取締役 安田 将和

3 主たる営業所の所在地 新潟県新発田市豊町4-3-39

4 許可番号 新潟県知事（般-27）第13153号

5 処分の内容

（1）停止を命ずる営業の範囲 建設業の営業の全部

（2）停止を命ずる期間 令和元年 8 月 12 日から令和元年 8 月 18 日までの 7 日間

6 処分の原因となった事実

株式会社安田組の元取締役は、同社の業務に関し、架空の建設外注費を計上するなどの方法により所得を秘匿した上、平成25年 8 月 1 日から平成26年 7 月 31 日まで及び平成26年 8 月 1 日から平成27年 7 月 31 日までの各事業年度において、虚偽の法人税確定申告をし、そのまま法定納期限を徒過させ、もって不正の行為により、正規法人税額と申告法人税額との差額を免れたものとして、令和元年 6 月 5 日に新潟地方裁判所において、法人税法違反により、懲役 1 年（執行猶予 3 年）、同社は罰金800万円の判決を受け、それぞれその刑が確定している。

このことが、建設業法第28条第1項第3号に該当する。

◎新潟県告示第299号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

令和元年 8 月 6 日

新潟県佐渡地域振興局長

1 指定道路の種類

第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路

- 2 指定の年月日
令和元年7月22日
- 3 指定道路の位置等

位 置	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
佐渡市泉字畑田乙579番2の内	6.00	48.80
	6.00	36.20

◎新潟県告示第300号

建築士法（昭和25年法律第202号）第9条第1項の規定により、次のとおり二級建築士の免許を取り消した。

令和元年8月6日

新潟県知事 花 角 英 世

免許の取消しをした 年月日	免許の取消しをした 建築士の氏名	登録番号	免許の取消しの理由
平成31年4月12日	中野 四郎	第13888号	死亡
平成31年4月12日	片桐 一栄	第6962号	死亡
平成31年4月26日	熊木 和幸	第11592号	死亡
令和元年5月10日	杉澤 多一	第2798号	死亡
令和元年5月10日	小山 貞司	第4655号	死亡
令和元年5月10日	穂刈 修	第4659号	申請
令和元年5月24日	小島 有司	第10678号	申請

公 告

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

令和元年8月6日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名 称 ナルス直江津東店
所在地 上越市三ツ屋町130番地1外
設置者 株式会社ナルス
- 2 届出の概要及び公告日
概 要 大規模小売店舗立地法第5条第1項の規定による新設の届出
公告日 平成31年3月22日
- 3 意見の概要
 - (1) 上越市からの意見の概要
意見なし
 - (2) 居住者等の意見の概要
意見書の提出はなかった。
- 4 縦覧場所
新潟県産業労働部商業・地場産業振興課
- 5 縦覧期間
令和元年8月6日から令和元年9月6日まで

監査委員告示

◎新潟県監査委員告示第 1 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第 2 項の規定により、包括外部監査人の監査の事務を補助する者について次のとおり告示する。

令和元年 8 月 6 日

新潟県監査委員 栗 山 和 廣

新潟県監査委員 小 林 一 大

新潟県監査委員 高 倉 栄

新潟県監査委員 高 橋 猛

1 包括外部監査の事務を補助する者の氏名及び住所

氏 名	住 所
-----	-----

横山 良智	新潟県新潟市東区中野山 1 丁目 6 番地 6
-------	-------------------------

尾崎 兼行	埼玉県和光市本町17番60号 1202号
-------	----------------------

鈴木 佑也	千葉県柏市西町10番30号
-------	---------------

笹部 共生	東京都北区西ヶ原 4 丁目 64 番 1 ー 501 号 インペリアルハイツ
-------	--

本間 雄大	新潟県新潟市中央区本町通 5 番町235番地
-------	------------------------

2 当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間

令和元年 8 月 6 日から令和 2 年 3 月 31 日まで